

2025（令和7）年度 秋田県立能代高校東京同窓会 総会

2025（令和7）年10月4日（土） アルカディア市ヶ谷

第1号議案 2025（令和7）年度活動報告

①幹事会開催状況

- 第1回 2024年11月 9日（土） 14名参加（うちリモート2名）@GLC 議事：総会振り返り、年間計画、今年度の活動について
- 第2回 2025年3月22日（土） 12名参加（うちリモート1名）@GLC 議事：総会内容、会報誌コンテンツ、会員確保について
- 第3回 2025年6月 7日（土） 12名参加 @GLC 議事：会報誌運用、総会内容について
- 監査 2025年8月23日（月） 監査実施 @GLC
- 第4回 2025年8月23日（土） 19名参加（うちリモート4名）@GLC
議事：監査報告、予算案、会報誌（完成）、総会（役割分担）

※@CLC（株）グッドライフケアの略 能代北高ご出身の珍田純子さんが社長をされている会社の会議室をお借りしています。

②会員への発信、会員確保の試みと成果

<継続活動>

- ・東京同窓会ホームページ：2024年8月にトップページリニューアル以降、各種お知らせ、情報発信に活用中。
- ・会報誌：会員476名に発送、能代高校在校生と職員に650部配布 ※ホームページでも公開しています
- ・新卒者へ：卒業式の際の同窓会入会式にて東京同窓会の案内を配布して入会を呼びかけ

<SNS等>

- ・Facebook：「能代高校東京同窓会」グループで交流 メンバー192人(+17)
- ・X（旧Twitter）：公式アカウント運用中 87フォロワー(+20)

③同好会の紹介・活動状況（会報に関連記事が掲載されています）

1. 能球会（ゴルフ同好会） …… 年2回開催。
2. 能高五日会（若手同窓生の親睦と交流） …… 8月29日開催
3. 東京探訪の会（東京の隠れた名所を散策）
4. 能高バスケの会（本校バスケット部、OB会との交流。能代カップ等の観戦）
5. 能高釣りクラブ（溪流釣りやアウトドアライフを楽しむ）

このほかにもBBQやなべっこ遠足など各種イベントを企画・実行しています（後ページに掲載）。ホームページ等で告知していますので、興味のあるイベントに参加してみてください。

④他校同窓会への派遣

- 2025年 9月13日 能代工業高校（東籟会）総会 1名（吉田会長）
- 2025年 9月27日 大館鳳鳴高校（東京鳳鳴会）総会 1名（梶原さん53期）

⑤本校訪問、本校同窓会との交流

- 2025年 1月25日 能代高校（本校）同窓会新年会 河田さん51期（個人参加）
- 2025年10月10日 能代高校創立百周年記念行事 吉田会長、石井幹事長が参加予定

< 参考資料 > 組織図

能代高校東京同窓会 組織図(2025年8月23日現在)

会 長(46吉田真由美)				幹事長(50石井鉄美)			
副会長(46秋林泰樹)		副会長(50石井鉄美)※		副会長(47野村一哉)			
総務G		財務G		総会G		会員増強G	
49	片谷浩之	46	秋林泰樹※	66	高橋弘志	50	石井鉄美※
50	伊川千良※	50	佐藤孝也	41	小河範也	50	伊川千良
53	梶原禎子※	54	佐藤篤規	49	今野泰則	66	高橋弘志※
		78	今西拓磨	49	近藤敏仁	68	幸坂智子
				54	佐藤篤規※	68	大塚さと子※
						78	今西拓磨※
情報発信G		会報誌G					
53	梶原禎子	55	淡路和子				
45	山谷めぐみ	43	須藤正喜				
62	大高忠勉	51	河田康史				
68	幸坂智子※	55	嶋田久美子				
68	大塚さと子※	68	大塚さと子				
77	山崎愛実						

顧問	39	菅原 渉
監査役	44	庄内俊憲
監査役	45	三浦 洋

凡例数字は【卒業期】	
Gはグループの略	
上段はGリーダー	
※印は兼任	

< 参考資料 > 各期幹事

卒業期	氏名	4 6 期	秋林泰樹、石井 喬、吉田真由美
2 9 期	宮腰興紀	4 7 期	野村一哉
3 0 期	熊谷幸夫（ご勇退の予定）	48期	
3 1 期	馬場富男	4 9 期	片谷浩之、近藤敏仁、今野泰則、田村盛仁
3 2 期	高谷誠	5 0 期	石井鉄美、佐藤孝也、伊川千良
3 4 期	西川廣正	5 1 期	河田康史
3 5 期	干場革治	52期	
3 7 期	若狭秀巳	5 3 期	梶原禎子、吉田 順
3 9 期	大塚 進、菅原 渉、諸沢隆一	5 4 期	佐藤篤規
4 0 期	小林 哲	5 5 期	淡路和子、嶋田久美子
4 1 期	小河範也	56期～61期	
4 3 期	須藤正喜	6 2 期	大高忠勉
4 4 期	庄内俊憲	63期～65期	
4 5 期	真崎 裕、三浦 洋、山谷めぐみ	6 6 期	高橋弘志
		6 7 期	小野立、滝田祐作
		6 8 期	大塚さと子、幸坂智子
		69期～76期	
		7 7 期	山崎愛実
		7 8 期	今西拓磨
		79期以降	

第2号議案「2025年度収支決算報告」

2025(令和7)年度 収支報告

【2024年8月1日～2025年7月31日】

(単位:円)

		予 算	決 算	実施率	備 考
	(収入の部)				
1	総 会 収 入	670,000	713,000	106.4	
2	懇親会費収入	640,000	688,000	107.5	8000円・86名
3	来賓ご祝儀	30,000	25,000	83.3	
4	会 費 収 入	360,000	392,000	108.9	
5	年 会 費	360,000	392,000	108.9	2,000円・196口（うち振込127口）
6	雑 収 入 合 計	70,010	92,887	132.7	
7	寄 付 金	10,000	32,458	324.6	43期菊池忠夫さん、二次会余剰金、他
8	会報誌広告料収入	30,000	30,000	100.0	千葉工業大学、きくち、野村信之さん
9	本校同窓会の助成金	30,000	30,000	100.0	同窓会活動促進事業助成金
10	受 取 利 息	10	429	4,290.0	
11	収入の部当期合計	1,100,010	1,197,887	108.9	(1+4+6)
12	(支出の部)				
13	総 会 費	955,000	1,084,825	113.6	
14	総会・懇親会開催費	670,000	805,851	120.3	出席者94名(懇親会93名)
15	会報誌制作費	130,000	129,349	99.5	会報誌作成・印刷（12頁 1,300部）
16	総会案内・会報送料	150,000	147,825	98.6	ゆうメール便発送、返信用葉書
17	総会配布資料作成費	5,000	1,800	36.0	
18	組織拡張関係費	60,000	32,514	54.2	
19	同窓会だより発行費	0	0	—	
20	新卒者入会案内費	10,000	0	0.0	
21	IT関係費	50,000	32,514	65.0	HPシステム利用料、ドメイン利用料(3年分)
22	一 般 管 理 費	85,010	60,025	70.6	
23	会 議 費	2,000	1,520	76.0	幹事会資料代
24	交 流 費	40,000	35,000	87.5	東籓会(2名)、東京鳳鳴会(1名)、本校(1名)
25	広 告 費	0	0	—	
26	通 信 費	8,000	3,806	47.6	宅急便代、郵送料
27	印 刷 費	1,000	0	0.0	
28	消 耗 品 費	3,000	1,699	56.6	名札ケース(50個)
29	雑 費	20,000	18,000	90.0	振込・入金手数料（うち年会費手数料17,340円）
30	慶 弔 費	10,000	0	0.0	
31	予 備 費	1,010	0	0.0	
32	支出の部当期合計	1,100,010	1,177,364	107.0	(13+18+22)
33					
34	当 期 収 支 額	0	20,523		(11-32)
35	前期繰越金	1,120,664	1,120,664		前年度から引き継いだ金額
36	次期繰越金	1,120,664	1,141,187		(34+35)

第3号議案 「監査報告」

2025 年度（令和 7 年度） 監査報告

2025 年度（2024 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日）期末決算に於ける業務並びに会計の監査を実施した結果、諸規定に基づき業務処理は適切に実施されており、かつ証票類、伝票、帳簿等の記帳、整理、保管、預貯金の出納業務は適正に処理されていることを認めます。

2025 年（令和 7 年） 8 月 23 日

秋田県立能代高等学校東京同窓会

監査役 庄内 俊憲

監査役 三浦 洋

第4号議案 2026（令和8）年度活動方針（案） （2025年度から継続）

2026年度は、以下の事項を目標に活動してまいります。

- 1 故郷と母校を愛する各世代の会員が気軽に無理なく参加できる楽しい雰囲気同窓会作りに努めます。
- 2 ホームページ、各種 SNS および会報誌を通じて東京同窓会を積極的に PRするとともに、同好会活動・イベント開催等により会員相互の親睦・交流を促進します。
※ホームページは2024年8月にリニューアルしました。
- 3 将来にわたり会を健全に維持していくために、関東エリアとその周辺在住の同窓生に対して東京同窓会の魅力を幹事を中心に伝え、広め、世代を問わず会員確保に努めてまいります。

第5号議案「2026年度予算案」

2026(令8)年度 予算(案)

【2025年8月1日～2026年7月31日】

(単位:円)

	2026年度予算	2025年度決算	
(収入の部)			
1 総 会 収 入	750,000	713,000	
2 総会・懇親会費	720,000	688,000	懇親会費90名 @8000円
3 来賓ご祝儀	30,000	25,000	母校、同窓会、他の同窓会
4 会 費 収 入	390,000	392,000	
5 年 会 費	390,000	392,000	会費納入者195口を計画
6 雑 収 入 合 計	100,400	92,887	
7 寄 付 金	30,000	32,458	
8 会報誌広告料収入	40,000	30,000	広告掲載4件
9 本校同窓会の助成金	30,000	30,000	
10 受 取 利 息	400	429	
11 収入の部合計	1,240,400	1,197,887	(1+4+6)
12 (支出の部)			
13 総 会 費	1,059,000	1,084,825	
14 総会・懇親会開催費	780,000	805,851	会場費・懇親会費95名分を計画
15 会報誌制作費	126,000	129,349	会報誌作成・印刷(12頁 1,200部)
16 総会案内・会報送料	150,000	147,825	会報誌等発送に関する費用
17 総会配布資料作成費	3,000	1,800	
18 組織拡張関係費	60,100	32,514	
19 同窓会だより発行費	100	0	
20 新卒者入会案内費	10,000	0	
21 I T 関係費	50,000	32,514	HPシステム利用料、他
22 一 般 管 理 費	121,300	60,025	
23 会 議 費	2,000	1,520	幹事会資料作成代
24 交 流 費	60,000	35,000	2団体各2名、本校2名を計画
25 広 告 費	100	0	
26 通 信 費	6,000	3,806	文書通信費用
27 印 刷 費	10,000	0	払込票等の印刷費用
28 消 耗 品 費	3,000	1,699	
29 雑 費	20,000	18,000	年会費振込の際の手数料
30 慶 弔 費	10,000	0	
31 予 備 費	10,200	0	
32 支出の部合計	1,240,400	1,177,364	(13+18+22)
33			
34 当 期 収 支 額	0	20,523	(11-32)
35 前期繰越金	1,141,187	1,120,664	
36 次期繰越金	1,141,187	1,141,187	

第6号議案 「個人情報保護規程類の改定及び制定について」



秋田県立能代高等学校東京同窓会

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）（案）

個人情報の取り扱いと保護について

秋田県立能代高等学校東京同窓会（以下、「本会」という）は、本会が取得し取扱う会員の個人情報の保護が重要な責務であることを認識し、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを遵守します。

1. 本会が取得する個人情報について

本会が取得する会員の個人情報は以下のとおりです。

氏名・住所・電話番号・メールアドレス・卒業年・勤務先又は在学学校名

2. 個人情報の利用目的について

ご提供いただいた情報は機密扱いとし、会員の管理、会報等の送付を含む同窓会の運営に役立てる目的のみに使用します。

3. 個人情報をご提供いただく場合について

本会で個人情報をご提供いただくのは、以下の場合となります。

- （1）本会事務局から会員または能代高等学校卒業生本人へ直接提供依頼する場合
- （2）会員本人の同窓生や家族から間接的に事務局へご連絡いただく場合
- （3）会員本人から直接事務局へご連絡いただく場合

4. 個人情報の管理について

本会では、個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩または再提供（「6. 個人情報の第三者への情報提供について」に記載する場合を除きます）などの無いように、適切な管理を実施いたします。また、個人情報の処理を外部に委託する場合は、個人情報を適正に取り扱っている委託先を選定し、契約等を通じて、必要かつ適切な監督を行います。

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止について

会員本人が自己の個人情報について、開示、訂正及び利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、会員本人からの請求であることを確認の上、速やかに対応します。

6. 個人情報の第三者への情報提供について

本会では、会員本人の同意を得た場合以外は、同窓会会員以外の第三者に提供を行いません。ただし、本会が事業を行うために業務を委託する外部業者に対し提供する場合、警察や裁判所等の公的機関から法律に基づく手続において照会を受けた場合、会員の行為によって同窓会規約等に反し、同窓会の権利や財産等を保護するため必要と認められる場合、及び人命・身体・財産等に対する緊急の必要性がある場合は除きます。

7. 個人情報管理責任者の配置について

個人情報を取り扱う責任者を置き、適切な管理を行います。

8. お問い合わせ

本会の個人情報保護方針に関する、ご意見、ご質問、苦情の申出その他個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、以下の窓口にご連絡ください。

能代高等学校東京同窓会 会事務局

Mail: NoshiroHTR@gmail.com

9. 法令等の遵守・個人情報保護方針の改定

本会では、法令等に従った個人情報の管理、利用を行います。本会では、法令等の変更に合わせるため、個人情報の保護をより確かなものとするため、またはその他の理由により、個人情報保護基本方針を改定させていただくことがございますので、定期的に本会のホームページ (<https://shoryokenji.com>) より個人情報保護基本方針のご確認をしていただきますようお願いいたします。

10. 最新改定日：2025（令和7）年10月4日

個人情報保護規程（案）

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、秋田県立能代高等学校東京同窓会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の取り扱いに関して必要な事項を定めることにより、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護法等を遵守して、会員にかかわる個人情報の保護に努めるとともに、収集、利用、管理及び保存が適正かつ公正に行われることを目的とする。

第2条（定義）

この規程に定める用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先（学生の場合は在学名）、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の複数の情報を容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるようになるものを含む）をいう。
- （2）本人 前号の個人情報の主体をいう。
- （3）その他の用語は本会会則に定められたものをいう。

第3条（対象）

この規程は本会において、その全部または一部がコンピュータ等の自動手段により処理されている個人情報及び手作業により処理されている個人情報であつて、組織的に保有するファイリングシステムの全部または一部をなすものを対象とする。

第2章 管理・運用

第4条（管理責任者）

1. 会長は本会役員の中より個人情報管理責任者を任命する。
2. 個人情報管理者は本会の保有する個人情報の取得、利用または提供などの個人情報保護に関する責任を負う。

第5条（個人情報取扱担当者）

1. 個人情報管理責任者は本会会員の中より個人情報取扱担当者を選任する。
2. 個人情報取扱担当者は業務に応じて必要人数が選任され、担当業務の終了とともに解任される。
3. 個人情報取扱担当者は個人情報管理責任者の指示・命令のもと、個人情報のコンピュータへの入力・出力・管理及び個人情報を記載した帳票等を取り扱う。

第6条（個人情報の取得）

1. 本会は次の各号に定める目的のため個人情報を収集する。
 - (1) 本会が発行する各種資料を本会会員へ送付するため。
 - (2) 本会が行う同窓会総会その他行事を本会会員へ案内するため。
 - (3) 本会会員名簿の作成のため。
 - (4) 本会会員の依頼を受け、会員相互の連絡を行うため。
 - (5) 能代高等学校及び能代高等学校同窓会からの案内やアンケート等の送付のため。
 - (6) 会費徴収に関わる事務、案内のため。
 - (7) その他、上記に関連する業務等を行うため。
2. 前項で収集する個人情報の範囲は、前項の規定により特定された利用目的を達成するため必要な限度を超えないものとする。
3. 個人情報を収集するに当たっては、適法かつ公正な手段により行うものとする。

第7条（個人情報の利用）

本会の保有する個人情報の利用については、前条に定めた利用目的の範囲内とする。

第8条（個人情報の正確性の確保）

本会の所有する個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態に管理しなければならない。

第9条（会員の名簿利用）

1. 会員が会員相互の連絡を必要とする場合には、本会がその連絡を代行する。
2. 代行を必要とする会員は、本会事務局へ代行の申請を行うものとする。
3. 申請内容は本会幹事会で審査され、承認を受けたものについては代行を行うことができる。
4. 代行にかかる費用は申請者が負担するものとする。
5. 代行に関する事務は本会事務局において行い、申請者への個人情報の開示は行わない。

第10条（個人情報の第三者への提供）

本会の保有する個人情報については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者へ開示してはならない。

- (1) あらかじめ本人の同意を得ている場合。
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先等に個人情報を開示する場合。
- (3) 本会設立趣旨である会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的として、母校

の教職員に限り開示する場合。

- (4) 警察・裁判所等の公的機関から法令に基づく手続きにおいて照会を受けて開示する場合。
- (5) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、緊急の必要性があるが、本人の同意を得ることが困難な場合。

第11条（業務委託）

1. 本会の保有する個人情報の取扱いを第三者へ委託する場合は、信頼のおける委託先を選定し、委託契約書上に提供した情報の委託業務以外への利用の制限、機密保持の遵守及び損害賠償義務に関する事項を定める等の措置を講じるものとする。
2. 第三者へ委託しようとする場合は、業務委託の内容、委託先、契約条項等について幹事会で審査し、承認を得るものとする。

第12条（開示等の請求）

当該本人から自己の情報に関して、開示、訂正、削除などの請求があった場合、その請求内容が正当と認められるときには、適切な方法で本人であることを確認の上、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

第13条（廃棄）

本会の保有する個人情報の廃棄及び個人情報を記録した媒体の廃棄・転用は、次の各号に定める方法で行うものとする。

- (1) 帳票などの紙媒体はシュレッダーにかけるなどの方法を取り、完全に読み取り不能にして廃棄しなければならない。
- (2) 個人情報を記録したコンピュータ、記憶媒体を廃棄する場合は、特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去するか記憶媒体を物理的に破壊してから廃棄しなければならない。
- (3) 個人情報を記録したコンピュータ、記憶媒体を転用する場合は、特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去してから転用しなければならない。

第3章 規程の改廃及び運用

第14条（改廃）

個人情報に関して適用される法令等の改正に従って、この個人情報保護規程を改定するなど、継続的な改善・向上に努め、この規程の改廃は、幹事会で決定し、本会定時総会にて報告する。

第15条（運用）

この規程の円滑な実施のため、別途個人情報保護規程運用細則をさだめることができる。

（付 則）

2012（平成24）年8月27日施行 2025（令和7）年10月4日改定

ホームページ管理規程（案）

第1条（趣旨）

この規程は、秋田県立能代高等学校東京同窓会（以下「本会」という。）が、本ホームページの管理・運営するに際し、そのガイドラインを定めることを趣旨とする。

第2条（目的）

この規程の目的は、本ホームページを利用するに際して、次の各号のとおりとする

- (1) 同窓会と同窓会員間、及び同窓会員相互間における情報提供を適正化すること
- (2) ホームページの運用責任を明確化することにより、同窓会活動情報を積極的に掲載し、同窓会員への情報提供を円滑化するとともに、会員相互の交流を深め同窓会活動の発展に寄与すること

第3条（運用組織）

本ホームページの管理運用に関しては「ホームページ運営チーム」が担当し、必要に応じ運営委員会への報告 及び協議を行うこととする。なお、本ホームページ運営責任者は、同窓会会長とする。

第4条（掲載情報 個人情報保護）

本ホームページに情報を掲載する際には個人情報保護に十分に配慮することとし、別途定める個人情報保護方針を遵守しなければならない。

第5条（違法・有害な情報への対応）

1. 何人も、次の各号に該当する違法・有害な情報は、本ホームページに掲載することはできない。
 - (1) 法令及び公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるもの
 - (2) 営利または商業宣伝を目的とするもの（ホームページ運営チームが承認したものを除く。）
 - (3) 宗教の布教、政党への勧誘など宗教行為や政治行為に関するもの
 - (4) 他の団体または第三者の知的財産権（著作権など）、財産、プライバシー権・肖像権を侵害するもの
 - (5) 名誉毀損や差別に該当するもの
 - (6) 内容が虚偽であるもの
 - (7) 同窓会会員の不利益になるような内容
 - (8) その他、ホームページ運営委員会において不適当であると認めたもの
2. 前項各号に該当する事実が判明した場合には、ホームページ運営チームの決議により、当該違法・有害情報を削除することができるものとする。

第6条（著作権への配慮）

1. 本ホームページに、文章、写真、音楽及びソフトウェアなどの著作物を掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得た上で行うものとする。
2. 文書や写真、音楽及びソフトウェアなどの著作物を複製、転載、改変する場合も前項に準ずる。
3. 次の各号に該当する場合は著作権侵害に当たるので、取り扱いについて特に注意すること。
 - (1) 他人のホームページや電子掲示板に掲載されている文章や写真等を無断で同窓会のホームページや電子掲示板に転載すること
 - (2) 書籍、雑誌、新聞などの記事や写真を無断で転載すること
 - (3) テレビやビデオから取り込んだ画像やデータを無断で掲載すること
 - (4) 芸能人や著名人の写真、キャラクターの画像データを無断で掲載すること
 - (5) 他人が作成したソフトウェアやそれを改変したプログラムを無断で掲載

(6) 音楽や歌詞又はCD等から取り込んだデータを無断で掲載すること

第7条（リンクの取り扱い）

本ホームページの外部からのリンクは、次の各号の基準を充足する場合に認める。

(1) 運営主体

リンクができるホームページの運営主体は、会員及び会員が運営する団体その他、ホームページ運営チームが適切と認めた個人及び団体とする。

(2) 登録等の申請

リンクの登録または変更、削除を希望する個人及び団体は、以下の内容を明記し、申請する。

イ. 申請者の住所、氏名（法人の場合は社名および代表者名）

ロ. ホームページの名称およびアドレス（URL）

ハ. ホームページの目的および内容

ニ. 管理責任者および担当者の連絡先

(3) 申請の審査

前項の申請に伴う審査及び登録の可否は、ホームページ運営チームが行うこととし、同チームは、申請許可後においても、定期的にリンク先変更やサイト廃止によるリンク切れなどのチェックを行うものとする。

(4) 登録の抹消

ホームページ運営チームは登録した後において、次のいずれかに該当すると認められた場合には、当該登録申請者に通知することなく、リンク情報を削除することができる。

イ. 本運営基準に違反する事項が判明したとき

ロ. 申請したホームページが廃止されたとき

ハ. その他、ホームページ運営チームが不適切と判断したとき

第8条（その他）

1. 本会は、本ホームページを介して発生したトラブル（事件、事故、紛争等）についての責任は一切負わないものとする。本ホームページは、不定期の更新、予告なしの一時中止することがある。

2. この規程に疑義が生じた場合にはホームページ運営チームにおいて検討し運営委員会において決定する。

（付則）この規程は2025（令和7）年10月4日から施行する。

